（記載第6-8号）

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

平成27年6月1日

弟子屈町

　農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 | | | | 実施地域等 | | 実施期間 | 実施主体 |
| 1号  事業 | 2号  事業 | 3号  事業 | 4号  事業 | 地域 | 重点区域との重複の有無 |
| ○ |  |  |  | 弟子屈町全域 | 無 | 平成26年度～平成30年度 | 摩周ノース  ネットワーク |
|  |  |  |  |  |  |  |  |